



## 子育て世帯への臨時特別給付(追加給付金) 高校生までの児童1人につき、 5万円を追加で支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、0歳から高校3年生までの児童に1人当たり5万円の特別給付金を追加で支給します。

### ●対象児童

- ▶ 3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
- ▶ 平成15年4月2日～18年4月1日生まれの児童(3年9月30日時点で高校生等)

※保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合

- ▶ 4年3月31日までに出生した児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

### ●給付額

対象児童1人当たり5万円を支給(追加給付分)  
先行給付金5万円と追加給付金5万円の合計10万円を支給します。

### ●申請方法

**【3年9月分の児童手当(本則給付)を受給している方】**

申請の必要はありません。

ただし、支給を辞退する場合は、届出が必要です。

### 【申請が必要な方】

- ▶ 児童が高校生のみの方  
児童手当の対象児童がいる世帯は申請不要です。
  - ▶ 市内在住の公務員世帯の方
  - ▶ 4年1月～3月までに出生し、児童手当の手続きをする世帯の方
- 上記に該当する方は、原則、こども未来課へ申請が必要です。

※既に先行給付金の申請を行った方は、申請の必要はありません。詳しい内容は、お問合せいただくか市ホームページをご確認ください。市ホームページ▶



### ●申請受付期限

3月11日(金)  
※新生児は、出生の翌日から15日以内の申請が必要です。

### ●支給方法

3年9月分の児童手当を受給している方は、児童手当受給口座へ振り込みます。  
それ以外の方は、申請いただいた口座に振り込みます。

☎保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000



## 住民税非課税世帯の方へ 臨時特別給付金のご案内(1世帯10万円)

住民税(均等割)非課税世帯や3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援するため、臨時特別給付金を給付します。受給するには、申請が必要です。

▶ 給付額 対象1世帯あたり10万円

### ▶ 給付対象世帯・手続方法

次のいずれかに該当する世帯で3年12月10日時点、田村市に住民登録のある方。

- ① 3年度の住民税(均等割)が非課税世帯  
市役所から確認書が届きますので、記名のうえ、返信用封筒で返信してください。

※確認書が届かない場合は、3年1月1日時点で住民登録のあった市町村へお問い合わせください。

- ② 3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)  
申請が必要です。確認書は社会福祉課または各行政局で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▶ 給付方法 申請者本人名義の口座へ振り込みます。

### ▶ 給付時期

- ① 3年度住民税非課税世帯 → 2月下旬以降順次
- ② 家計急変世帯 → 申請月の翌月中旬

※詳しい内容は、個別に通知されたお知らせまたは市ホームページをご確認ください。

☎保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

## 人権擁護委員に委嘱状を伝達

福島地方法務局から、人権擁護委員に委嘱状が伝達されました。

今年度、法務大臣から委嘱された方は、

- ・滝根町の熊谷彰さん(新任・3年7月1日付)と
- ・大越町の猪狩誠さん(再任・4年1月1日付)の2人で任期は3年です。

### 人権擁護委員とは…

法務局と連携して、地域の方からの人権相談(虐待、隣人トラブル、パワハラ、セクハラ、マタハラなど)を受け、問題解決のお手伝いをします。

また、人権侵害の被害者救済や、人権について関心を持ってもらうための人権啓発活動を行っています。



▲熊谷 彰さん



▲猪狩 誠さん

☎保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273



## 住民税非課税世帯の方へ 暖房用灯油の購入費を支援します

原油価格高騰や新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況にある生活困窮世帯を支援するため、暖房用灯油の購入費を支援します。受給するには、申請が必要です。

▶ 給付額 対象1世帯あたり5千円

### ▶ 給付対象世帯

3年12月10日時点、田村市に住民登録のある方で3年度の住民税(均等割)が非課税世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

- ・65歳以上の高齢者のみで構成される世帯(単身、夫婦)
- ・障がい者世帯
- ・ひとり親世帯

※施設入所者、生活保護世帯は含みません。

### ▶ 申請方法

確認書は「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」のお知らせに同封で届きます。確認書に必要事項を記入して、臨時特別給付金の確認書とともに返信用封筒で返信してください。

### ▶ 申請期限 3月31日(木)

※詳しい内容は、個別に通知されたお知らせまたは市ホームページをご確認ください。

☎保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

広告欄 Advertisement

## 有料広告募集中

問い合わせ…総務部 経営戦略室 (☎0247-81-2117) へ

広告欄 Advertisement

## 有料広告募集中

問い合わせ…総務部 経営戦略室 (☎0247-81-2117) へ